

売買の流れ（個人間）

●事前準備

- 売買契約書の作成－司法書士
- 最終代金決済日を決める → 月 日
→固定資産税の清算金が確定
- 抹消銀行に、売買により繰り上げ返済したい旨を伝える
→最終代金決済日と同日でご指定下さい → 月 日
(完済日が特定することで、利息も踏まえた返済額が確定します)
→抹消銀行の窓口で、事前に手続きしに行く必要があればお願いします。
- 権利証、印鑑証明書など、登記に必要な書類の確認

●当日

- 双方が登記の関係書類に捺印
- 買主様から売主様の口座に、売買代金と固定資産税清算金を送金
(できるだけ抹消銀行の口座をご指定下さい)
→売買代金の領収書と、固定資産税清算金の領収書は、司法書士が用意
- 売主様の口座が、融資元の金融機関でない場合は、抹消資金をご送金
- 抹消書類を窓口に取り取りに行く（窓口に行く時間の約束もお願いします）
↓
当日のうちに、司法書士が書類の取りまとめをして、売買の申請書類と共に法務局に提出します。

司法書士 吉田浩章